

許可番号第05010009491号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将人

許可の年月日 平成27年 9月13日

許可の有効年月日 平成34年 9月12日

1 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）。以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 216㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 324㎡
高さ 3.0m

施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 13.2㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 11.52㎡

施設の種類 保管場所3
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 4.68㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 4.15㎡

施設の種類 保管場所4
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 2.21㎡
種類
・汚泥、金属くず。
保管上限 0.054㎡

(第2面)

施設の種類 保管場所 5
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 0.422㎡
 種類
 ・廃酸。
 保管上限 0.25㎡

施設の種類 保管場所 7
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 7.92㎡
 種類
 ・木くず。
 保管上限 11.88㎡

施設の種類 保管場所 6
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 0.422㎡
 種類
 ・廃アルカリ。
 保管上限 0.25㎡

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成15年 4月28日 変更許可（廃油、廃酸、廃アルカリの追加。）
- 平成15年 9月13日 許可の更新
- 平成20年 9月13日 許可の更新
- 平成24年12月28日 変更許可（汚泥の追加。）
- 平成25年 4月17日 優良基準適合確認
- 平成27年 9月13日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。